

【参考資料】

労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用
事業主の不服の取扱いに関する検討会報告書
別添 【参考資料】

令和 4 年 12 月

労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の
不服の取扱いに関する検討会

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養(補償)給付、複数事業労働者療養給付・・・必要な療養を給付
- 休業(補償)給付、複数事業労働者休業給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
- 障害(補償)給付、複数事業労働者障害給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族(補償)給付、複数事業労働者遺族給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※1:給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2:上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

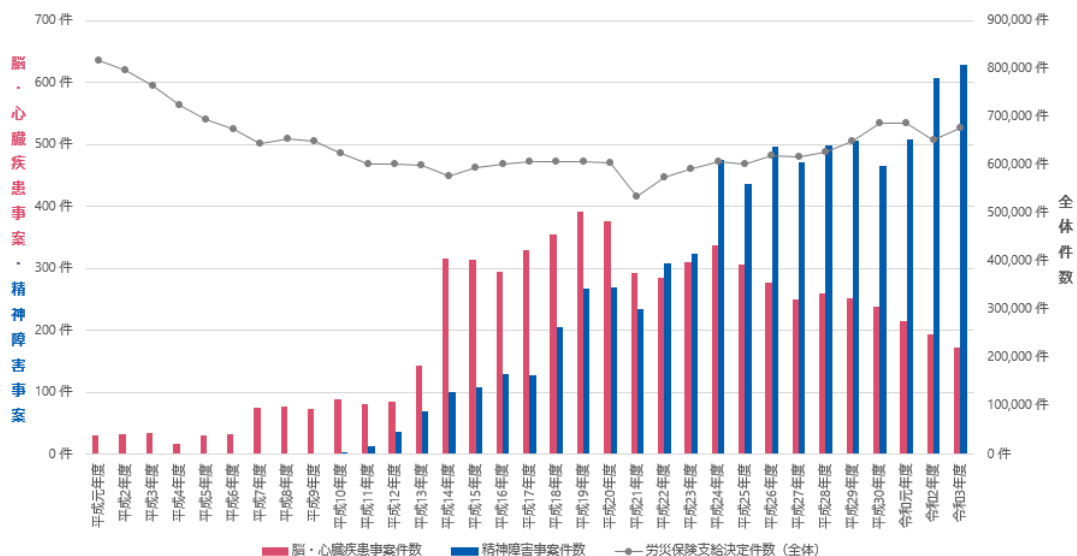
- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

○適用事業数(労災のみ) 約295万事業場(令和3年度末)	○適用労働者数 約6,134万人(令和2年度末)
○新規受給者数 653,355人(令和2年度)	○年金受給者数 197,427人(令和2年度末)
○保険料収入 8,506億円(令和3年度)	○保険料収納率 99.0%(令和3年度)
○保険給付等 8,138億円(令和3年度決算額)	○社会復帰促進等事業 747億円(令和3年度決算額)

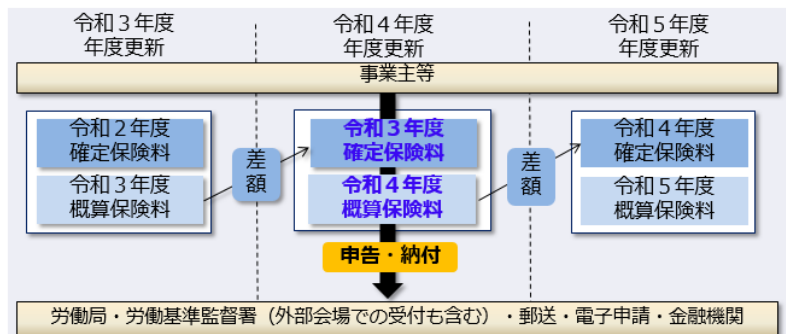
労災の認定件数(全体)と脳・心臓疾患及び精神障害事案の支給決定件数の状況

労災保険支給決定件数



労働保険の年度更新について

- 労働保険(労災保険、雇用保険)の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算する仕組み。
事業主は、年に1度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付。
- この手続を「年度更新」といい、その申告期間は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律において6月1日から40日以内(≒7月10日)とされている。
- メリット制適用事業主については、**年度更新の申告期間の前(例年5月頃)に、メリット収支率・増減率等を示した労災保険率決定通知書が送付され**、事業主は、前年度の確定保険料と、通知されたメリット労災保険率を踏まえて算定された当年度の概算保険料を合わせて申告・納付。



(注)労働保険料の算定方法は、「当該年度の賃金総額(全労働者に支払われる賃金の総額)×一般保険料率(労災保険率と雇用保険率とを合わせた率)」となり、このうち「労災保険率」は事業の種類ごとに定められているが、個別の事業に適用する際には、事業ごとの業務災害に関する保険給付の額等を用いて算定されるメリット収支率に応じ、最大で-40%から+40%(メリット増減率)の範囲でその事業に適用される労災保険率を増減させている。

メリット制適用事業における労働保険料の申告納付・認定決定までの流れ

<イメージ>

